

令和6年4月1日

## 令和6年度 附属幼稚園預かり保育実施要領

高知大学教育学部附属幼稚園

### 1 預かり保育の目的

- (1) 本園教育課程に係る教育時間以外の時間（降園後）について、ふさわしい過ごし方を提供することにより、幼児の健やかな心身の発達や社会性の伸長を促すこと。
- (2) 地域の実態や保護者の要請に応じて、預かり保育を実施することにより、園児の保護者の子育てを支援すること。

### 2 対象幼児

本園に在籍し、家庭の事情等により、預かり保育を必要とする園児。

### 3 実施期間及び実施時間

#### (1) 実施期間

令和6年4月2日～令和7年3月27日

※ 令和6年度預かり保育利用可能日は、年間カレンダー「令和6年度 預かり保育実施日」をご確認ください。

#### (2) 実施時間

##### ■開園日

○午前 午前8時から午前9時まで（8時40分頃からは各学級へ移動します。）

○午後 降園後（教育時間終了後）から午後4時30分まで

##### ■長期休業期間（夏季休業、冬季休業、学年末休業）

○ 午前8時から 午後4時30分まで

※ 終了時刻（午後4時30分）を守ってください。遅れる場合は必ずご連絡ください。

### 4 利用形態

預かり保育の1日の定員は40人で、定期利用保育と一時利用保育があります。

■定期利用保育・・・年間・月単位の利用です。

■一時利用保育・・・1日単位で何時間・何分単位の利用です。

※ 希望が定員（1日40人）を超える場合は、定期利用登録者を優先し、次に一時利用者で就労時間の長さや祖父母等による家庭保育が行えない者から優先とします。

## 5 諸経費

### (1) 利用料

#### ■ 定期利用保育(利用時間に関係なく、一律の金額)

- ・通常保育日 750 円/日
- ・長期休業期間 950 円/日

#### ■ 一時利用保育(朝と午後の合計利用時間での金額)

- ・2.5 時間未満 500 円/日
- ・2.5 時間以上 5 時間未満 750 円/日
- ・2 時間以上 950 円/日

※ 利用時間は、午前と午後の合計時間が1日の利用時間となります。

※ 利用料は、利用月の翌月に発行する請求書(毎月10日頃に高知大学が発行)によりお支払いください。支払期限は利用月の翌月の末日(請求書の届いた月の月末日)です。

※ 幼児教育無償化で2号に認定された園児は、預かり保育の利用に要した費用について、高知市からの給付(3か月毎の支給で限度額は月額 11,300 円)があります。申請手続きは、別途お知らせします。

### (2) おやつ代

- ・ 利用申請用紙により「お迎えの時間が午後3時を超える場合」は、おやつを注文します。各月の注文日数(1日 90 円)に応じて、翌月に集金袋で集金します。
- ・ 預かり利用時間を午後3時までに(降園)変更する場合は、利用日の前日午後3時までにご連絡ください。利用日の前日午後3時を過ぎた連絡になると、おやつ代が発生します。

## 6 預かり保育の流れと持ち物等

### (1) 利用手続き

#### ■ 定期利用保育

翌月の利用申請書を指定の締め切り日までに、職員室又は担任へ提出してください。

※申請時間等の変更は、一週間前までにご連絡ください。緊急の場合については、変更理由により対応します。

#### ■ 一時利用保育

①利用希望日の一週間前に、職員室へ提出してください。

②定員の空き状況に応じて利用の可否を決定します。(受付順、申請理由によって決定します)

※一度に複数の日を申請できます。但し、利用希望日や申請理由によっては、利用の可否のお知らせが一度にできない場合があります。

※水色の用紙を使って、何度でも申請できます。2 度目以降は、申請日をご自身で加筆してください。

## (2) 預かり保育利用の流れ

### ■午前(朝の預かり保育)

- ① お子さんと一緒に、絵本の部屋(遊戯室)まで行き、登園時刻を記入(記録)する。
- ② 午後の預かり保育も利用する場合は、預かり保育用の荷物を職員に渡す。

### ■午後(教育時間終了後の預かり保育)

- ① 登園時に預かり保育用の荷物を職員に渡しておく。
- ② 預かり保育担当者に声をかけて、お迎えの時刻を記入(記録)する。

## (3) 駐車場の利用

登園の際の駐車場の利用(車の乗り入れ)は、次の時間帯で可能です。

### ■開園日

#### ア 午前(朝の預かり保育)

午前 8 時から 8 時 40 分の間

※8 時 40 分以降の入構はできません。通常の登園方法となります。

#### イ 午後(教育時間終了後の預かり保育)

教育時間が午前終了の日 : 晴れ 12:00 以降 雨 11:45 以降

教育時間が午後終了の日 : 晴れ 14:50 以降 雨 14:20 以降

### ■長期休業期間

午前 8 時から午後 4 時 30 分の間

## (4) 持ち物

### ■午前(朝の預かり保育)

特にありません。

### ■午後(教育時間終了後の預かり保育) ※全ての物に記名をお願いします。

- ・ハンカチ(お手拭きタオル)
- ・コップ、歯ブラシ(学年の使用状況に合わせて)、袋・・・教育時間が午前の時(水曜日等)
- ・午睡用のバスタオル大判 2 枚・・・年少と希望者(敷く・かける用)
- ・水筒(教育課程に係る保育から預かり保育までの、一日分の量の水筒を持たせてください)
- ・着替え・・・必要な方
- ・汚れ物入れ・・・必要な方(ビニール袋を折り畳んで入れてください)
- ・上記の物が入るカバン(袋)

## 7 緊急時の対応と注意事項

### (1)けが・病気の場合

- ① 軽度のけがの場合は、幼稚園で対応します。頭部の打撲等、特に受診の必要がある場合は、病院へ搬送することもありますので、保護者にお迎えの連絡をします。
- ② 高熱や重篤な病気を発症した場合は、保護者にお迎えの連絡をします。

### (2)気象警報が発表された場合

- ① 本園の教育課程に係る保育開始前に、気象警報が発表されて休園となった場合、または保育開始後に気象警報の発表があり、一斉降園となった場合は、預かり保育は実施しません。
- ② 夏季、冬季及び学年末の休業期間の預かり保育では、気象警報が発表された場合は預かり保育は実施しません。

### (3)学級閉鎖の場合

感染症などの病気等により学級閉鎖となった場合は、当該学級のお子さんは預かり保育を利用できません。

### (4)利用制限

感染症の疑いなどの病気等により、他の園児に影響を与えると思われる場合は、預かり保育を利用できません。

### (5)緊急連絡先

緊急連絡先は、幼稚園に提出された書類を利用します。

### (6)注意事項

**次のようなことがあった場合、利用登録を取り消すことがあります。**

- ① 迎えの時間が午後 4 時 30 分を過ぎることが度々ある場合
- ② 特別な事情なく利用料の支払いが度々滞った場合
- ③ その他、利用登録を取り消すことがやむを得ないと判断した場合

### (7)その他

**登録内容を変更したい場合や幼児教育無償化認定(1号認定か2号認定)に変更が生じた場合は、職員室に申し出てください。**